

# 北海道高等学校体育連盟室蘭支部規約

## 第 1 章 総 則

### (名称)

第 1 条 この団体は、北海道高等学校体育連盟室蘭支部（以下「本支部」という。）と称する。

### (事務局)

第 2 条 本支部の事務局を支部長在任の学校に置く。

### (目的)

第 3 条 本支部は、高等学校における体育の健全な発達を図ることを目的とする。

### (事業)

第 4 条 本支部は、第 3 条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 高等学校生徒の諸体育大会の開催
- (2) 学校体育に関する調査研究
- (3) 関係諸機関、諸団体との連携協力に関する事項
- (4) その他、本支部の目的達成に必要な事項

### (組織)

第 5 条 本支部は、胆振及び日高管内にある高等学校及び中等教育学校で、本支部に加盟した学校をもって組織する。

- 2 本支部は、北海道高等学校体育連盟（以下「道高体連」という。）に加盟する。

(専門部)

第6条 本支部に次の専門部を置く。

陸上競技専門部、水泳専門部、バスケットボール専門部、バレーボール専門部、卓球専門部、ソフトテニス専門部、テニス専門部、バドミントン専門部、ソフトボール専門部、ハンドボール専門部、サッカー専門部、柔道専門部、剣道専門部、弓道専門部、登山専門部、空手道専門部、体操専門部、ホッケー専門部、相撲専門部、レスリング専門部、ボクシング専門部、ウエイトリフティング専門部、フェンシング専門部、ボート専門部、ヨット専門部、ラグビー専門部、スキー専門部、スケート専門部、自転車競技専門部、アーチェリー専門部、少林寺拳法専門部、カヌー専門部、なぎなた専門部

2 専門部の設置及び廃止については総会で審議する。

## 第 2 章 役 員

(役員の定数)

第7条 本支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 監事 2名
- (4) 校長理事 各校1名
- (5) 指導者理事 各校1名
- (6) 専門委員 別途定める
- (7) 常任理事 若干名
- (8) 事務局員 若干名

2 常任理事は、前・現・後の事務局校代表各1名、室蘭・苫小牧の代表各1名、及び専門委員・その他若干名で構成する。

3 支部長、副支部長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

- 第8条 支部長は本支部を代表し、業務を統括する。
- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長不在のときは職務を代理または代行する。
  - 3 監事は会計を監査する。
  - 4 校長理事は本支部の重要事項の審議に当たる。
  - 5 指導者理事は、所属校における本支部の業務を掌る。
  - 6 専門委員は専門部の業務を掌る。
  - 7 常任理事は本支部の業務執行についての協議に当たる。
  - 8 事務局員は、総会の決定に基づき本支部の業務を執行する。

(役員選任)

- 第9条 支部長は、支部長校の校長をもって充てる。
- 2 副支部長は次期支部長校の校長をもって充てる。
  - 3 監事は校長理事の中から支部長が選出し委嘱する。
  - 4 校長理事は加盟校の校長をもって充てる。
  - 5 指導者理事は加盟各校において保健体育担当教諭から1名を選出する。
  - 6 専門委員は各種目において加盟校教諭の中から選出し、総会において承認する。
  - 7 常任理事は支部長が委嘱する。
  - 8 事務局員は支部長が指名する。

(役員任期)

- 第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員による任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

### 第 3 章 会 議

(会議の種別等)

- 第11条 本支部の会議は総会、常任理事会、専門委員会及び顧問会議とする。
- 2 総会及び常任理事会は、毎年1回以上開催する。
  - 3 専門委員会は、必要に応じて開催する。
  - 4 顧問会議は、必要に応じて開催する。
  - 5 会議は、支部長が招集する。

(総会)

- 第12条 総会は、支部長、副支部長、監事、校長理事、指導者理事、専門委員、常任理事及び事務局員で構成する。
- 2 総会は、次の事項を議決する。
    - (1) 予算及び決算
    - (2) 事業計画
    - (3) 役員を選出
    - (4) 規約の改正
    - (5) その他、必要事項
  - 3 総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。ただし、書面をもって委任した者は出席者とみなす。
  - 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数の時は、議長が決定する。
  - 5 緊急な事項について、総会を開催できないときは、常任理事会が代行する。

### 第 4 章 会 計

(事業年度)

- 第13条 本支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第14条 本支部の経費は、加盟負担金、大会参加料及びその他の収入をもって充てる。

(加盟負担金)

第15条 各加盟校は、毎年、事務局が定める期限までに、次に定める加盟負担金を納入しなければならない。ただし、生徒数は当該年度の5月1日現在の在籍数による。

(1) 全日制課程及び通信制課程

道高体連加盟負担金 生徒1人につき 500円

本支部加盟負担金 生徒1人につき 280円 計 780円

(2) 定時制課程及び特別支援学校高等部

道高体連加盟負担金 生徒1人につき 100円

本支部加盟負担金 生徒1人につき 60円 計 160円

(監査)

第16条 第13条の事業年度に係る決算終了後、監査を経て、総会において決算報告する。

## 第 5 章 附 則

- 1 本規約に定めるものの他、本支部の運営に必要な事項は支部長が別に定める。
- 2 本規約は昭和29年4月1日から施行する。

昭和29年4月1日 制定・施行

～ 途中省略 ～

平成 8年 2月22日 一部改正

平成12年 5月 6日 一部改正

平成18年 5月 2日 一部改正

令和 3年 4月 1日 一部改正

令和 4年 4月 1日 一部改正